

令和6年第3回（7月）臨時会

西伊豆町議会同議録

令和6年7月25日 開会

令和6年7月25日 閉会

西伊豆町議会

令和6年第3回（7月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（7月25日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○動議の提出	40
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○閉会宣告	53
○署名議員	54

西伊豆町告示第77号

令和6年第3回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年7月17日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和6年7月25日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号））
- (2) 西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の制定について
- (3) 西伊豆町建設発生土の処理等に関する条例の制定について
- (4) 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）
- (5) 人権擁護委員候補者の推薦について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

2 番 浅 賀 元 希 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

4 番 堤 豊 君

5 番 芹 澤 孝 君

6 番 高 橋 敬 治 君

7 番 山 田 厚 司 君

8 番 西 島 繁 樹 君

9 番 堤 和 夫 君

10 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和6年第3回（7月）臨時町議会

（第1日 7月25日）

令和6年第3回（7月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年7月25日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 4 議案第40号 西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 西伊豆町建設発生土の処理等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第42号 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	村松 圭 吾 君
まちづくり戦略課長	長島 司 君	産業振興課長	渡邊 貴 浩 君
窓口税務課長	高橋 昌 子 君	健康福祉課長	鈴木 一 博 君
建設課長	久保田 寿之 君	防災課長	真野 隆 弘 君
会計課長	森 健 君	教育委員会 教務局長	朝倉 通 彰 君

職務のため出席した者

議会事務局長 佐野 浩 正 書記 堤 浩 之

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら上着を外して結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞は、十分に注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程及び本臨時会に、地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堤 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

10番 増山 勇 君、

1番 松田 貴宏 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（堤 豊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日の1日限りと決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議題の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第4号は専決処分の承認を求めることについてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは、承認第4号について説明させていただきます。

1枚お開きください。専決第4号専決処分書 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。今回の補正は、過日全協でお話しさせていただきました6月18日の豪雨により被災した公共施設等の復旧に係る補正でございます。歳入歳出予算総額にそれぞれそれぞれ1億712万円を追加し、それぞれの金額を81億9,428万5,000円としたいものです。

2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金ともに5,860万円。18款繰入金、1項繰入金ともに1,912万円。21款町債、1項町債ともに2,940万円。歳入合計に1億712万円を追加し、81億9,428万5,000円としたいものです。下段歳出です。こちらも款、項、補正

額の順に朗読いたします。7款土木費、1項土木総務費ともに、土木管理費ともに14万、142万円。10款災害復旧費、1億570万円。2項公共土木施設災害復旧費、1億300万円。4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、270万円。歳出合計に1億712万円を追加し、81億9,428万5,000円としたいものです。

3ページをお願いします。第2表 地方債補正（第4号）です。今回の災害復旧工事の補助対象事業費8,800万円の3分の2を国庫負担金で、残りの3分の1となる2,940万円を充当率100%、交付税算入率95%の災害復旧事業債に充てるものでございます。

4ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書 1総括、歳入ですが、こちらにつきましては先ほど説明しました、第1表 歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので省略さ、省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

5ページをお願いします。2、歳入です。14款1項3目災害復旧費国庫負担金、5,860万円で、浜川災害復旧工事費8,800万円の3分の2を国庫負担金として計上しております。18款1項1目財政調整基金繰入金、1,912万円。単独での災害復旧費分の財源不足調整分として計上しています。21款1項6目災害復旧事業債、先ほど第2表でご説明したとおり、浜川災害復旧工事費、8,800万円の3分の1の金額を計上しております。

6ページをお願いします。3、歳出です。7款1項1目土木総務費、16節公有財産購入費、142万円、6月18日の豪雨により被災した浜川の復旧にかかる用地購入費となります。10款2項2目河川災害復旧費、12節委託料、500万円。被災した浜川の測量設計業務委託費となります。14節工事請負費、9,800万円のうち単独の災害復旧費で不足分の1,000万円と、先ほど収入で説明しました浜川河川災害復旧工事費で8,800万円をそれぞれ計上しております。10款4項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費、14節工事請負費、270万円。豪雨により沢田地区の町有地崩土除去及び法面改良工事費を計上しております。災害復旧のため早急な対応が必要であり、専決での補正対応とさせていただきました。

以上、雑駁ですが承認第4号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

いかがですか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 5ページですね、歳入のところで、先ほど浜川の災害復旧ですね、これについての説明がありました。これ全協でも説明がありましたけども、災害は原状復帰が原則。ただ、今回は用地も購入して線状の変更をしよう。その工事費が8,800万円だと思んですけども、これが原状復帰しか認められない、あるいは今考えてる工法がですね、却下された場合には、これどのぐらい金額が動くんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。今現在は、まだ設計は作成している段階ですけども、査定に通るであろうという設計をですね、今静岡県さんと相談しながらつくり上げているところでございます。大型ブロック積みとそれから水叩き工で河床をコンクリート化する工事、それから根固めブロック等の工事がありますけども査定でカットされるとしたら河川の河床ですね、河床の構造のところになろうかと思えます。したがって河床のコンクリート化が認められないということになればですね、1,000万規模の減額ということはあるんですけども、その金額が幾らというところはすいません、まだ確定した請求書ができておりませんので申し上げられません。申し訳ございません。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい、分かりました。続いて6ページ。これの1番最上段、土木総務費ですね浜川災害復旧工事用地購入費、142万円ですけどもこれは個人でしょうか、個人だとすれば何名該当者がいるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい、個人の方1名です。用地の購入についてはですね承諾を頂いておるんですが、登記簿を調べたところ権利部の設定があったために今その解除の手続きということを調整中でございます。用地購入については特に問題なくできるものと考えております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 6ページのところの今の工事のところですけど、ここの購入経費の補助のほう、元利償還金をする場合のいわゆる償還金は地方交付税で大体95%措置されるということなんですけどその下のこの単独でやる場合は、元利償還金は幅があるっていうことを聞いたんですけど、この場合何%の元利償還金が受けられるのか。

○議長（堤 豊君） マイクを近づけて、これから質問してください。

総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 今回のこの補正に関しましては、補助事業に関しては、その災害のほう使いますけれども、こちらの単独のほうに関しましては財政調整交付金のほうで賄う予定になっております。したがって災害債とかを使う予定ではありません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい、挙手全員です。

よって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第40号、西伊豆町水上オートバイ等の安全理由の促進に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 40 号は、西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例を制定する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。

それでは議案第 40 号、西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例制定について提案理由をご説明いたします。こちらは、毎年水上オートバイ等によります西伊豆町周辺海域における危険行為や遊覧船事業者への運行妨害の報告が上がって来ておりましたことから、夏季対策連絡会また堂ヶ島海域調整会議等を通じまして、関係者と協議を重ねてまいりました。今般、漁業者や海域利用者の生命・身体及び財産を保護しつつ西伊豆町周辺海域におけます水上オートバイ等の安全な利用の促進を図るため、提案をさせていただきたいものでございます。

それでは条例の内容についてご説明いたします。1 ページをお願いいたします。まず第 1 条、この条例の目的をここで制定しております。この条例は、海域等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、もって海域等利用者の生命・身体及び財産の保護を図ることを目的とします。第 2 条は、本条例におけます用語についてその意味を明確にし解釈に疑義が生じないように定めております。（1）は、海域等とは西伊豆町先から 2 海里の海域及び海浜を言います。（2）の水上オートバイ等とは水上オートバイ、モーターボート、ヨット、セールボード、カヤック、カヌー、サーフボード、スタンドアップパドルボードその他スポーツまたはレクリエーションの用に供される船舶類のことを言います。（3）の遊泳者とは遊泳し、または潜水している者及び浮輪その他の人の身体に危害を及ぼす恐れのない器具をその本来の要望に従って用いる者を言います。（4）海域等利用者とは海域等におきまして、旅客船業、遊泳、水上オートバイ等の操縦その他のスポーツ又はレクリエーションを行っている者、漁船又は漁業上の施設で漁業に従事している者及び工事等の作業に従事しているものを指します。（5）の水上オートバイ等提供事業者とは施設を設け、人の需要に応じて水上オートバイ等を賃貸その他の方法により利用させる事業をいいます。（6）マリーナ事業とは施設を設け、人の需要に応じて水上オートバイ等を係留し、又は保管する事業をいいます。（7）水上オートバイ等関連事業者とは水上オートバイ等の製造を行う者、販売を行う者、水上オートバイ

等提供事業者を行う者及びマリナ事業を行う者を指します。第3条は、町の責務としまして海域等における水上オートバイ等の安全な利用を促進するための施策を実施することを定めております。第4条は、事業者の責務として海域における水上オートバイ等の安全な利用を促進するとともに安全施策に協力するよう定めております。

2ページをご覧ください。第5条は、町民の役割として安全施策に協力するよう定めております。第6条は、町は町民の理解を深めるため広報その他の啓発活動を行うことを定めております。第7条は、町は、国、静岡県をはじめ、関係機関と連携協力を図りながら安全施策を実施するよう定めております。第8条は、海の安全月間を毎年7月とし、海域等における水上オートバイ等の安全な利用を促進するため普及啓発に努めることを定めております。第9条は、海域等において水上オートバイを操縦するものは付近に海域等利用者がいるときに、水上オートバイ等を危険な速力や危険な操縦で航行することを禁止しております。第10条は委任規定で、この条例に規定されている事項ほかに本条例の施行に関しまして必要な事項は、別に定めることを規定しております。最後に附則におきましては、この条例は公布の日から施行します。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

マイクを近づけてお願いします。

○5番（芹澤 孝君） 9条のこの海域内での危険行為の禁止によりですね、田子港内等では全速運転とか急旋回っていう危険行為の運転が禁止されたことは評価できるんですけど、水上オートバイ等に特定したこれは条例なわけですよ。その点から考えると、この遊泳区域、遊泳区域の動力船の航行禁止があるっていう海水浴条例があるからとって、水上オートバイの海水浴区域内に乗り入れってことは明記してないわけですよ。これつくった条例ってのは、これ全く明石市の条例のコピーなわけですよ。明石市はこれは10条だったかな。そこで海水浴区域内の水上オートバイの乗り入れってことは禁止すると明確に記載してるわけですよ。その点全くこの明石市の条例を模倣したのに何でここでは、当町では明確に水上オートバイは海水浴場区域内に乗り入れ禁止っていうことを明記しなかったのか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） まず1点ですけれども、これはあくまでも水上オートバイ等でございますので、水上オートバイのみを規制するものではございません。これについては第2条の括弧に明確に書いてありますので、条例案を適切に読んで頂きたいというふうに思います。海水浴場場内のものにつきましては、西伊豆町で設定しております「海水浴場条例」にて既にうたっておりますので、あえてこちらではうたっていないというものでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、町長。水掛け論になるけど、だからこれは水上オートバイ等についての条例なわけですよ。町長が言ってるのは海水浴条例で規制してるからいいだろうということじゃないんですよ。その条例、この条例自体が明石市の条例を模倣してるわけですよ。全くのコピーなわけですよ。明石市は、明確に「水上オートバイ等は海水浴場に乗り入れは禁止だ」ってことを記載してるわけ、ね。そういうことを考えたら何でじゃあここだけ1条だけ、この文を外したんだということですよ。その他の条文、一つ二つ外してるってことはあるけど全く一語一句、全く同じ文章を使用してるのにね。何でここだけ外したんだってということなんですよ。またああでもないこうでもない言うことになるんだろうけど、じゃあいいですよ。それでね、じゃあ次に3条です、この町の安全施策を実施して、実施するとしてるわけですよ。それでこの9条のオートバイ等の禁止行為だけでは安全対策としてはね、希薄なわけですよ。その点この明石市は遊泳区域内のことについてはね、明確にいろいろな詳細に規制して、こういうことをやりますということをやっているわけですよ。そういうことを考えるとこの安全対策を、施策を実施すると言いながら、たった9条だけの危険行為の禁止だけをうたっているってことはちょっと薄い、希薄、この条例自体が希薄なんじゃないかと思います。なんでここを海水浴区域内の水上オートバイ等の乗り入れをね規制するというについて明確に記載してなかったのか。盛り込まなかったのか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この件については議員の皆様、既にご承知かということをおもいますが、残念ながら明石市には海水浴場条例がございません。ございませんので、西伊豆町でうたっている海水浴場条例を網羅したものをこの水上オートバイ等の安全な利用に関する条例の中に盛り込まなければいけないということで、明確にお書きになれるかというふうに思います。ただ、西伊豆町は先ほども答弁させていただきましたが、既に海水浴場条例が別条例としてございます。ですので、あえてここで二重には条例として定めていないというものでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、明石市の場合、この事業者の責務ってことを盛り込んでるわけですよね。その点について事業者の責務を入れなかった、盛り込まなかったっていうのはどうしてですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。事業者の責務はですね、今回4条のほうに記載させていただいております。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがですか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、第2条のところ定義ということがあるんですけども（1）で海域等というふうなことでありますが普通で考えてですね、何かトラブルがあったときにはこの条例が及ぶ海域なのか海域外なのかっていうふうなことが言われると思うんですけども。具体的にですね、じゃあ北から南、あの伊豆市との境界線、松崎町との境界線、その辺のところはどこあたり、具体的に線引きっていうのはどういうふうな感じになるのでしょうか。どうでしょう。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。海域の考え方におきましてはですね、西伊豆町の陸地に接する地面、地先のところから今回2海里と申し上げましたが、かつ、当町におきますと、松崎町それから伊豆市、この海面境界を出ない部分というのが西伊豆町の条例が効力を有する海面の範囲ということになります。したがって、西伊豆町と松崎町、西伊豆町と伊豆市、ちょうど直線で結んだそこが一つの境というふうになります。

○議長（堤 豊君） そのほか、いかがでしょうか。

5番、芹澤孝君。

どうぞいいですよ。

○5番（芹澤 孝君） これ罰則規定はね、今後盛り込むっていうことで、これ規定を改正する、していくってことだから私の言ったことも今後改正されるってことを期待するけど。それじゃこれをね、実効性ある条例にするには、じゃあ誰がどのようにしてねこの条例を運用するのか、誰がじゃあ取り締まるとかね、運用していくのか、その辺はどう考えてますか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 第7条のほうにですね、国それから静岡県、それからオートバイ、水上オートバイ等の関連事業者、漁業者団体等こちらに書いてありますけれども、基本的にはですね、この西伊豆海域に関連するいろんな事業を行っている方々いらっしゃいます。そことですね、夏季対策連絡会ですとかそういったところでですね、こういったこれまでも検討を進めてきたわけです。今回におきましてもこの条例の制定に当たりまして、各事業所さんとの協議の中でいろんな施策が決まっておりますので、連携をしながら取締りもあわせて海のレジャーを事故、それからトラブルがないように皆さんで協力していきましょうということで進んでおりますので、今後これについては同じように進めていきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この明石市の場合にはですね、町長、市長が取締まって行為をやめさせるってというような条文があったと思うんだけど、そういう実効性っていうか、ただ単に話し合っただけでこういうふうに進めていくってことじゃなくて、そういう実効性のある取締りっていうことは考えてないですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 実際に例えば職員がですね、海にずっと出るとかっていうことはなかなか現実的に難しい。また、さらにここ国ってありますけれども海上保安部ですとか、それから警察、消防そういった行政機関もこの協議に入っております。ですので道路と違ってですね、海というのはなかなか規制そのものですね、法律で詳しいところがありませんので、そこはもうそれぞれが連携した中で進めていくというふうにやっていくしかない。ただ今回この条例を制定したというのはそういったところの意味合いも含めてですね、やはり強くこれを連携しながら皆さんで協力していこうと。さらにこの団体の中にありますNPO法人がありますけれども、そちらも通常の営業しながらですね監視・取締り等を協力していただけるということをお話頂いておりますので、これはもう全ての機関が連携していくということで進めていきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） この条例、私受け取ったのって先週の金曜日になるんですけども、1週間でこの中身をちゃんと確認して審議するってなかなか難しいと思うんですけども、ほかの議案はもう全協のときに説明と一緒に出てたりします。これ、この条例作らなきゃい

けないよねっていう話が出たのがもう昨年夏季対って聞いてるんですけども、それから今に至るまでちょっと時間かかって急に最後になって急に急ぎ出した、その部分のちょっと理由を教えてください。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 議員おっしゃるように、できるだけ早くということは私たちも同じ思いで、全協に出せばよかったんですけどちょっと調整が、外部団体との調整がですねつかなくて遅くなってしまって申し訳ございません。で、条例の制定については昨年の夏季対で出た話ではありません。夏季対のときにはですね、別の対策、例えばチラシをつかってほしいとかそういったものがありまして、それは予定どおり実行してたんですけども、条例については新年度になってからですね、せっかくここまでつくるのであれば事故が起きる前にできるだけこういったことも条例化していったほうがいいんじゃないかということで、これ町長始め、役場の中でですね、進めておりましたのでちょっと大変ここは遅くなってしまいましたけど、今回できるだけこれ早いほうがいいたろうということで、今回の7月の臨時に載せさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） それで聞いてみたら、その漁協さんでもこの内容、もう条例つくるような話はちらっと聞いたことがあるけれどぐらいであんまり詳しく中の話は聞いてないよっていう声もありましたし、国のほうの機関の中でも上のほうの人とは挨拶のときに何かやりとりしたけれども、担当課長さんは全然中身は承知してないよなんていう話もありまして、もうちょっと関係するところが多い条例ですので、そういうところの意見とかを聞きながら進められたほうがよかったのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） メンバーの中にですね、漁協さんそれから海保さんも入っておりますので、内容についてはですね承知していただいているというふうにこちら解釈している、おります。ですので、どこまでを聞いていないというのはちょっと私のほうでも分かりませんが、より関連が出てきますので、その辺はちょっと今後注意しながら進めたいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2ページの第7条ですか。町は国、静岡県、水上オートバイ等関連事業者、漁業関係者団体その他の云々ありますけども、これで安全施策を円滑に策定し及び実施するものとするということなんですけど、この団体、上に掲げた団体と安全施策を円滑に策定したことはあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 今回この条例をもってですね、今後こうしていくということです。ただ、これまでもですね先ほどちょっとお話ししたように、夏季対策等の中でですねいろんな議題が上がります。で、今回特にですねこの、その中でも堂ヶ島海域の部分について、別立てでちょっと協議会とは別ですけども調整会議というのを開いております。つまり堂ヶ島海域がですね1番こういった問題が起きやすいということもございまして、その中で具体的にですね、チラシをつくってほしいとか、それから周知するための広報ですね、そういうものをつくりましょうというお話が出ておりましたので今回それもつくりました。それで、西伊豆町内に限らずですねこういったマリンレジャー等を関連する事業者さんのほうにですね、うちのほうからパンフレット等をつくってですね、周知するように回って説明にあがったりとかそういったことを今進めている状況でございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 全協のときにね、町長が天窓洞に入ってきてる水上バイクを排除することはできないというようなことをおっしゃられたんですけども、こういう条例を制定してもですね、何かこう執行するのに弱いような気がするんですよ。条例は制定しました、今までどおりですっていうのでは、これはちょっと問題だなあと思うんですけども。それで看板なりをつくって設置するみたいなお話も出てたわけですけども、その辺のことは条例が制定してこれから検討する。そういうことなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私、個人的な考えは多分堤和夫さんと同じような方向ではあるんですが、残念ながら道路と同じように、あなた暴走族だからこの道路を使ってはいけませんという事は、仮に言ったとしても通れてしまうというようなことで、水上オートバイも安全にルール・モラルを守ってやられている方とそうでない方の見分けがまずできないということです。逆に入ってこられた方たちが、いや私はモラルを守ってるんだというふうに言い張られるとですね、そこに対して何かを言うことはできませんので変な話、やりたいけれども限界があるというものです。ただ、結局この条例がなければ注意のしようもありませんので、

まず条例をつくらせていただいて西伊豆町としてはこういったものを明確に言っているのですが、危険行為の方は取締りって明確にパトカーがいるわけではありませんのでできませんけれども、今あの、動画や写真で撮ることができますので、そういった方をですね、国や県のそういった機関に情報提供するなどしてこういう危険行為があったということはですね、いうこともできますし、今メディアで流すことも当然できるだろうというふうに思いますので、そういったことをすることによって、あそこの海域は危険なことをすると晒されるというようなことがですね抑止力になればいいなというふうには思っております。ただ結局それをするためにも、ある程度こういった条例がないとそもそもそれすらもできないということなので、先に条例をつくらせていただいて今交渉しておりますけれども、罰金などについても後ほどこの条例にプラスをしていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでね町長、監視員とかあれがいるわけですけども、ライフセイバーの方にはこういうふうな何ですか、水上オートバイが危険な運行しているのを見つけた場合は拡声器なんかで水上オートバイの方は遊泳区域から離れてくださいみたいな、そういう指示は出せるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 海水浴場内であればですね、既に海水浴場条例でうたってありますので、そういった水上オートバイなどの乗り入れはできません。もし来た場合には、今でもやっておりますのでそれは可能かというふうに思います。ただ、海水浴場条例で指定されていた区域外はライフセイバーの及ぶところではございませんので、そこに関してライフセイバーがどうこうということは多分できないんだろうというふうには思います。ただ、NPO水上オートバイの団体の方であるとカ堂ヶ島マリンさんがこの条例ができたことによって注意はしやすくなるんだろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 「釣りGo!」の関係でですね、有料化して、今度また田子港から仁科漁協のほうでも取り入れていきたいという話があります。それに基づいてマナーが非常によくなったというお話も聞いたんですけども、この条例制定についてですね、こういったことの有料化とかは検討した経緯があるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 最後のところ有料化でよろしいですか、はい。つまりこれは例えば、有料化といいますとそこを使うために有料にする、町が有料化するとかっていうことでよろしいでしょうか。有料化については、今回条例の制定の中では特に検討しておりません。で、もともと例えば水上バイクなんかですと、漁協さんと事業者さんの間でその辺のなんですかね。港、町が管理委託してますけれどもね、その漁協さんと事業者さんの中でいわゆる、契約といいたいでしょうか、そこでの利用料みたいのは発生しておりますので、そこは今回の条例とはまた別でもともとありますんで、そこは検討はしておりません。それから「海釣りGo!」の関係になりますと、やはり今度は横展開ということですね、田子から広がっていくという中でですね、やっぱりそこが一つ問題といいますか検討課題となりました。ただこれもやはり共存ということで全てはなかなか、こう排除っていうよりもどちらかというところとやっぱり来ていただいてですね、皆さんがルールを守った中で共存していくというところで、これについては漁協さんも入ってですね「海釣りGo!」とそれから水上バイクさん、それからサップなんかも同じですけれどもね。そこは調整をしながら進めていっております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 「釣りGo!」についてですね。釣り客のマナーが非常に向上したっていうお話聞いたものですから、ある程度有料化することによってですね、町内に来て遊ばれる方もそのマナーの方が増えていくのかなっていうような期待を自分自身では込めたんですよ。そんな中でそういったことも今後そのマナーの、よくするための方策として条例の中に有料化っていうこともうたったほうがいいのかなんて自分自身で思ったものですからその辺の検討をされたかどうかっていうことを先ほど聞いたんですけども、結果的にはないっていう、有料化についての検討はしなかったということでもよろしいんですね。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。今回におきましては有料化の検討はしておりません。場合によって今後必要であればですね、またこういった関係団体と協議する場ございますので、そういったこともひとつ検討課題として、もし出てきた場合には考えていきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 先ほど町長から水上バイク、水上オートバイでそのよろしくないような走りしてるようなところは、SNSで晒したりということもできるということでしたけれ

ども、どのようなときに、違反したかどうかはこの条例に反してるよっていうところにはな
ると思うんですけど、そういうのを町として晒していくっていうのはなかなか判断難しいと
こだと思うんですけども、課長はその辺どのようにこの人は晒す、晒さないと判断していく
ことになるでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町がどうこうということではありません。ただ危険行為、条例違反を
しているということについてはできるんだろうというふうに思いますけれども、別に町がデ
ータをもらって何かをするということとはございません。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） それは私の、町長の答弁の聞き違いだったということでしょうか。そ
れはそれとして、どちらにしろその海保で聞いたにして、やはり通報を受けてもすぐに駆け
つけられる距離じゃないよって、水上バイクでは逃げられる距離、来るまでには逃げられる
だろうということでカメラなどを置いて動画撮って何をしたって、あと番号が分かるよう
にっていうの言われて、そういう話がありましたのでこれから先必要に応じてそういうところ
も検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 既にダイビング事業者さんなどは動画を撮って、ものは持っている
ですけども、かといって何に違反しているというものが明確にありませんので自分が持っ
ているだけで収まっているということでございます。ただ、この条例をつくることによって
明らかに条例違反ということになればですね、条例違反をしているという根拠ができますの
で、それを指して私は先ほど申し上げたというものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

失礼します、よろしいですか。

もしあれでしたら続行しますが、それでは暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時25分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

質疑ありませんか。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。先ほど浅賀議員のご質問に対して、マナーがよくなるから「釣りGo!」と同じように有料化ということもというお話がございまして、私は先ほど、有料化必要に応じて検討というお話したんですけれども、そもそもその事業者さんと、先ほど一度お話ししましたが、漁協さんですとねその有料化されておりますので、あくまでもその中でやっていただくということで、町のほうはその条例の中に有料にするということは基本的に考えておりません。で、それによってまたマナーがよくなるかどうかというのはまたちょっと別問題ですので、そこについては対策等は条例の中で定めているように、いろんな連携をしながら皆さんと検討して考えていきたいというふうに考えております。ちょっとその解釈というか言い回しが私ちょっと分かりにくかったものですから、そのように解釈していただくようにお願いします。

○議長（堤 豊君） ほかにございせんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2ページ、2ページですけどこれ策定した場合、第7条ですね、国、静岡県、水上オートバイ等関連事業者、漁業団体その他の関連機関に西伊豆町はこういうものを策定しましたということで連絡はするのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい、関係団体のほうには連絡をする予定でおります。

○議長（堤 豊君） よろしいでしょうか。

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 40 号、西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） はい、挙手全員です。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 5、議案第 41 号、西伊豆町建設発生土の処理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 41 号は西伊豆町建設発生土の処理等に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。それでは、西伊豆町建設発生土の処理等に関する条例について提案理由を説明させていただきます。

この条例は、建設工事に係る発生土の処理に関し、処理等に関し、必要な事項を定めるということを目的に制定したいものです。

当町の残土処理場についてはですね、建設発生土の搬入者を限定しているということから、公共財産ではなく公用財産として位置づけ今後、町の残土処理場を整備する場合も同様とし本条例にのっとり運用することとさせていただきます。

残土処理場に建設発生土を搬入することができる者というものは、条例の第 3 条で規定しております。当町または県等と建設工事に係る請負契約を締結している者及び町内業者とさせていただきます。

なお、建設発生土の搬入の業務についてはですね、条例第 7 条で他の事業者に委託することができるということとしています。

第5条で県等が発生する、発注する建設工事に係る建設発生土の処理については処理手数料、1立方メートル当たり6,000円を徴収いたします。

第8条及び第9条では残土処理場に建設発生土以外のものを搬入してはならないものとし、違反した場合は、町長の指示に従い当該建設発生土以外のものを撤去させることを規定します。

また、第10条で建設、残土処理場への建設発生土の搬入を拒否することができる事項を規定します。受入れ拒否できる事項としましては、搬入しようとする建設発生土が届出の内容と異なると認めるとき。搬入事業者等がこの条例の規定に違反したとき。その他管理上支障があると認めるときとしております。

この条例の施行に関し必要な事項については、町長が別に定めることとし、手続に係る様式等は規則で別途定めさせていただきます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものとします。

簡単ですが、説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 第5条にですね、県等が発注する建設工事に係る建設発生土の処理は、1立米6,000円というふうなうたってあるわけですね。ですから、逆に言いますとそれ以外のものを入れるものは無料であるとそういうふうな読み取るわけですが、その下にですね2項に、ごめんなさい、6条にですね、事業の内容等を考慮し、特に必要があると認めるときは手数料の一部または全部を免除することができるというふうな書いてあるんですね。これ非常に曖昧な文言ですけども、例えば具体的にですね、これ一部免除あるいはお金を取らないっていうのは、例えばどういう例があるんでしょうか、それを想定してるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。静岡県さんからの建設発生土については、建設リサイクル法という法律があって、その中で再資源利用計画というものを作成するという事になっております。その計画で記載されている土量ですね。受入れの何て言いますか、精算の根拠とするわけですけども。例えば災害の場合ですね、緊急的に設計書ができる前に土砂を撤去

したいというようなケースが想定されます。そうした場合は、このリサイクル法による届け、あの再資源の利用計画というのが策定される前に受入れをしなければならないというようなことがあります。また場合によっては最終的に利用計画というものは建設、災害発生の場合には作成されないというふうに伺っておりますので、基本的にはお金は頂くんですけど、災害でそういった土量が受入れの時点で確定してないようなものというものについては精算が難しくなるということを理由に無料にするということもありうるのではないかとこのように想定をしております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、物すごく分かりにくい説明ですよね。もう一度、例えばね、言い方として県が発注する工事で西伊豆町内の工事で例えばこれこれこういう工事というふうにね、ある程度明確にしないと、これ例えば県が発注する建設工事って書いてあって、町内とか町外っていう指定ないですよ、どこにも、そうすると今の説明ちょっと分かりにくかったんですけども、松崎町で今言ったような災害だとか何かがあったその残土だっって入れられる、あるいは入れるときに減免できるという解釈もできますよね。その辺もう一度、もう少し分かりやすく搬入量ですね、これを搬入手数料、これを取らない例をもう少しはっきりと、ちょっと説明してもらいたいですけども。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 静岡県さんの工事については、基本的に町外であっても町内であってもお金は徴収します。ただし受入れの時点でですね、土量が確定していない、災害で土砂流出があったものを撤去しましょうとかいうものについては、こちらも緊急的な処理をしなければならないということで基本的にはの生産が難しいだろうと思われるものについて無料としたいというふうに考えております。そういったものを、町外のを西伊豆町に持ってくるのかどうかというところが一つ、焦点かとは思いますが基本的には近傍地と比較して安いところに持ってくるということが基本にはなるわけですけども、それでも近傍地で受け入れるところがないので西伊豆町に持ってくるというようなケースも将来的にはもしかしてあるかなと思います。そうしたものについても緊急的なそういった措置で、しかも生産が難しいものというものについては基本的には無料で受け入れるということになろうかという思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 災害復旧のためのね、残土、災害の残土、これは事前にはね立米数は確定できなくても例えば、ダンプトラックで何台持ってきた、少なくともダンプトラックってのは1台5立米以下ですよ。そうすると事後処理であれば何台入りましての分かるわけじゃないですか。それなのに何でここで減免をするんですか。ここで数が数えられないから手数料が取れないっていう判断をするんですか。ダンプが何台入ったっていう、当然、記録は残るわけでしょ。それで換算することできると思いますよ、違いますか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 先ほど言った、再資源利用計画の実施書っていうのが、工事が終わった後に作成する書類があるんですけども、建設リサイクル法の中で、土木工事については請負金額500万以上のものはつくりなさいというふうに法で定められています。ただし今、静岡県さんの場合は、500万未満であっても土砂の再利用を促進するという意味で、これをつくりなさいということで定めているんですよ。この書類が、要するに静岡県さんから請負業者さんに行くお金の部分だということで、それを根拠に請求をしようというそういう県との協議をしております。ですので災害の場合、先ほどおっしゃったように書類の部分ですね、書類の部分は、この建設リサイクル法の届出の、リサイクルしたよっていう実施書というのが作成されないということになりますので、その請求の根拠というものが、先ほど言った、おっしゃったようにダンプで運び込んだ量を根拠とするのかということ、もしそれでお金を取るようでしたら、静岡県さんともう一度調整が必要になってくるということになるかと思いますが、今のところ静岡県さんとの協議の中では、そういった既にある書類を根拠として請求額を確定しようというようなお話をさせていただいているところです。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

9番、高橋、失礼しました。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2ページをお願いします。第10条、町長は、次の事業のいずれかに該当するときは、残土処理場への建設発生土の搬入を拒否することができる。これは誰が認定するんですか、この搬入しようとする建設発生土が第4条の規定による届出の内容と異なると認めるとき、これ誰が判断するのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 運び込む前に届出を搬入事業者から頂いて、それで第1種建設発生土だとか第2種だよとかっていうような内容で届出をされます。その内容と異なるとい

うものは、具体的には町から委託した管理委託業者さんが判断することになるなりますけども、それと異なるものだというものであったならば、協議するということになります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町が頼んだ管理業者がそれをするっていうんですけど、管理業者って常駐してないわけですよ。だからその搬入土を持ってくる方が管理業者になる可能性もあるわけじゃないですか。その人が自分のそれを判断するってちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 例えばですけど、土を持ってきたい業者さんは、町が委託する管理業者さんに何月何日に持っていきますっていう事前連絡をします。その連絡を受けた日にその建設、ごめんなさい、残土処理場に常駐をしていて受渡しを行うという流れになります。なので運び込むときに、そこに誰もいないっていう状態ではなく必ず誰か居て、目視で土の判断をするということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私も今のところなんだけどね、2条の4項に建設発生土っていう言葉定義されてるわけですね。これによると、建設工事に伴い副次的に発生する土砂（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物及び放射性物質、放射性物質による汚染されたものを除く。）ってなってるわけですね。それでこの法律の第2条第1項の廃棄物っていうのがね、ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体その他汚物または不要物であって固形状また液状のものってなってるわけですね。ものすごい厳しいわけですよ。これをね、搬入するときにどうやってチェックするの、だってこれはチェックするっていうのは至難のわざだと思っただけど。これは、これしか運べないってことになってるんだけど、どうするんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 建設工事に伴い、例えば、道路工事・河川工事で発生した土砂で、その中で盛土と造成等に利用できるものを建設発生土と定義しております。つまり、それ以外の廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されているような一般廃棄物・産業廃棄物は受け取らないよということになりますので、それは当然、どこで発生した土だよってい

うのを事前に届出で連絡が来ていますので、それが、もしそういった廃棄物が混じっている
のであれば、受入れを拒否するということになるかと思えます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） どこで発生したかっていうことじゃなくて、そこにどこで発生したこ
とかっていうことよりも、その発生土に今言った廃棄物がね、含まれてないかどうかとい
うことをチェックする必要があるんじゃない。建設土って、ここの第4条の定義で、この建
設発生土ってことで定義してるわけですよ。それでこれを運び込むっていうことでね。そ
うすると、すごいなんか厳しい残土処理場ということになるんだけど、これをだからどうや
ってじゃあ、みんなクリアしていくっていうかね、チェックする人もいないのに運営してい
くのかっていうこと、その辺考えると、もう少し、ほかに煮詰めてね、要綱なり何なりでこ
ういう場合の対応とかそういうチェック、そういう方法については、また再度検討するなり、
要綱なり規則を整理する必要があるんじゃないかと思うんだけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 運び込まれる土の中に、例えば、ごみが混じっていると
いうのは往々にしてあることだと思います。これまでは業者さんのモラルに委ねられていた
ということですが、今回はこの条例を定めることによってですね、もしそういった変な
ものが混じっていたら拒否ができる。それから、あるいはもし入れちゃった後でしたら、原
状回復の義務により撤去させるというようなことができるということになります。それが混
じってるか、混じってないかのチェックが難しいと、今おっしゃいましたが、先ほど説
明したように、必ず管理委託業者さん立会いのもと搬入をさせます。そこで目視ではありま
すけども、ごみが混じっていないかっていうのはチェックをすると、もうそれ以上のことは
ちょっとできないかと思うんですけどね。それで判断をして、もし混じっていれば適切な対
応をとっていくという形になるかと思えます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今、課長言ったけどその目視でね、判断できる範囲ってのはごみ、何
か固形物とかいうものであればねいいんだけど、この次にね、放射性物質ってことが出てく
るわけですよ、含まれないもの。それはどうするんだと、そういうことを考えるとね、も
う少しこの運用について、ここの部分については検討し、要綱なり何なりを整備する必要が
あるんじゃないかっていうことを言ってるわけだ。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） この法律の中で放射性物質っての定義されてますけど、これはもう東日本大震災の原発で汚染された土というのを指しているというふうに認識しております。当然、運び込むときに、どこから出た土なんですかっていうことを届出されて受けておりますので、もしそういうところから発生した土砂を、だよということであれば当然、受入れをしないというような判断をされますので、通常ですね、町内や賀茂郡の中で、工事を行っている土であれば汚染がないものとして取扱いをさせていただくことになると思います。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先ほど、9番議員が質問したね、現場で持ってきたものをチェックして拒否ができるんだという話ですけども。これね、要は受入れを委託している業者が搬入をするという事例も相当あると思うんですよ。ですからそういうときには、それなりにやっぱりチェックが必要なんじゃないかと。つまり自分らがチェック者であって搬入者という事例が、恐らく2割なり3割あると思うんですよ。その辺についてはどう考えてますか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） その点については、業者さんのモラルというものに委ねられるわけですけども、私ども当然、常に見張っているわけにもまいりませんので、なるべくこの工事で出た土は、ここの、この辺のエリアだよとかっていうのが分かるようにしておいて、町も定期的に確認作業を、何て言いますか、現地に確認に行くというようなことはしていきたいなというふうに思っております。その中で、もしごみが混じってるようなものがあるようでしたら、そこは管理業者であっても適切に対処をさせていただきます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 確認ですけどね、芹澤議員が質問したいろんな土の成分とかそういうのってのは確か、ちょっと記憶定かでないんですけども半年ないし1年でしたっけか。その水質検査だとかそういうものをするっていうふうになってませんでしたかね。どうですかね。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 町の残土処理場として、半年に1度、定期的なそういった点検は、分析調査を行います。ただ、ほかの残土処理場ですと持ち込む前に自主検査をして、その結果を提出しなさいっていう、ものすごく厳格にやっているとところもあるんですよ。ただ、

この間うちも分析調査やりましたけど、1箇所当たり約45万ぐらいお金がかかります。そのお金を残土処理のために発注者側が捻出してくれるのかっていうような問題もあって、基本的には、なかなかそこまで厳格なことはできないだろうなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私もその件についてはそのとおりだと思いますし、あとは要はその水質等の調査でね、やっぱり異常なものが入ってるか、どうかのチェックをすれば、解消できるのではないかなと思いますけども、それで大丈夫ですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 大丈夫か、大丈夫じゃないのかというふうに言われると、確実に大丈夫にするためには全て検査をした土以外は認めないということが1番大丈夫なんだろうというふうに思いますが、先ほど芹澤さんも言ったように、これですら厳しい過ぎるんじゃないかという声があった場合は、ある程度その辺はモラルであったりとかそういったものに頼るしかないのかなというふうに思っておりますので、町内の業者さんの取り扱うものについては、町内の業者さんがしっかりとその辺を守った上でお持ち頂けるんだろうというふうに信用したいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第41号、西伊豆町建設発土の処理等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

はい、失礼しました。もう一度読みます。

議案第 41 号、西伊豆町建設発生土の処理等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 6、議案第 42 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 42 号は、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第 42 号、西伊豆町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

1 枚お開きください。今回の補正ですが、歳入歳出それぞれに 4,442 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 82 億 3,870 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いします。第 1 表 歳入歳出予算補正歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金ともに、1,021 万 8,000 円。16 款財産収入、1 項財産運用収入ともに、698 万 6,000 円。18 款繰入金、1 項繰入金ともに、2,713 万 6,000 円。20 款諸収入、5 項雑入ともに、8 万円。歳入合計に 4,442 万円を追加し、82 億 3,870 万 5,000 円としたいものです。

下段の歳出、こちらも款、項、補正額の順に朗読します。2 款総務費、1,937 万円。1 項総務管理費、1,791 万 3,000 円。3 項戸籍住民基本台帳費、147 万 5,000 円、147 万 5,000、14 万 7,000 円。3 款民生費、1 項社会福祉ともに、893 万 1,000 円。8 款消防費、1 項消防費

ともに、213万3,000円。9款教育費、1項教育総務費、ともに700万円。歳出合計に4,442万円を追加し、4,000、すいません。もう1個、12款諸支出金、1項基金費ともに、698万6,000円。歳出合計に4,442万円を追加し、82億3,870万5,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書 1総括 歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第1表 歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。こちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。2、歳入です。14款2項1目総務費国庫負担金、1,021万8,000円のうち、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金で、128万7,000円。重点支援地方交付金として、定額減税補正給付事業の調整給付金の増額分、893万1,000円を計上しております。16款1項2目利子及び配当収入、418万6,000円の債権の利金分を補正するものでございます。18款1項1目財政調整基金繰入金、1,912万円。今回補正の財源不足調整分として計上しております。同じく5目ふるさと応援基金繰入金、700万円。認定こども園候補地の測量費に充てるものでございます。8目公共施設等総合管理基金繰入金、1,700万円。建設中の避難施設と本庁駐車場の間をすりつけ、駐車場全面の舗装工事に充てるものでございます。20款5項2目雑入、7節雑入、8万円は、以前から全協で報告させていただいております、津波避難施設建設工事に伴う周辺建物工作物事前調査業務委託の契約解除に伴います、国庫返還金に対し発生する延滞金を関係業者より弁償金として収入するものでございます。

5ページをお願いします。歳出です。2款1項4目財産管理費、14節工事請負費、170万円、1,700万円、現在建設中の津波避難、津波等避難施設ですが、本庁駐車場と避難施設の間に見切り壁があり、その壁と駐車場の側溝との間には植栽されているため、駐車場と施設の移動が容易ではありません。このため壁と植栽を撤去し、施設側から駐車場の側溝にすりつけ動線を確保するとともに、手すりつきのスロープを1箇所設置するものでございます。あわせて、本庁駐車場の温泉のモニュメントの撤去や今、車止めが高くなっており、高いもので車止めを撤去し新しいものにすり替える工事等の駐車場の舗装全面を改修するものでございます。2款1項11目情報管理費12節委託料、135万円。自治体DXに関する情報システムの標準化・共通化において、国が提供するガバメントクラウドに標準準拠システムを構築するにあたり、町では令和7年度に運用開始を予定しておりますが、そのため

には令和6年度中に、ガバメントクラウドに接続出来る環境を整える必要があり、その接続には、国が公募する早期移行団体減少事業に応募しなければならないという制約があります。この応募をするためには、専門的な調書を含む計画書の作成提出が必要となるため、これを作成する業務委託費を計上しているものでございます。2款1項14目旧田子中学校管理費、11節役務費、36万3,000円。旧田子中学校正門の川側に生えているヤシの木などの木が成長し過ぎて、台風や風が吹くと大きく揺れ、倒木の不安、また落ち葉が多く困っていると地区からの伐採の要望があったために、これにかかる費用を計上しているものでございます。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、145万7,000円のうち、12節委託料、128万7,000円は、社会保障税番号制度システムを整備するもので、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能整備を行う追加システム改修業務委託料で10割の補助となっております。3款1項8目低所得、低所得者支援定額減税補正給付金、893万1,000円は、予算編成時には示されていませんでした。調整給付金の対象者条件が今回示されたために、対象者に増減が生じ、そのための補正となっております。11節役務費41万8,000円、12節で1万3,000円。18節負担金補助金及び交付金、850万円のうち、対象者条件が示されたことで他者の税法上の扶養になっている方が対象外になったことによって、3,000万円の減。同様の理由で、子供加算給付金の対象世帯も150万円の減。一方、調整給付金につきましては、当初、対象者を500人、2,000万円で見込んでおりましたが、対象条件が明確となり、対象者が1,500人となったため、不足分の4,000万円を増額補正させていただくものでございます。

6ページをお願いします。8款1項4目防災対策費、22節償還金利子及び割引料213万3,000円は、収入で説明させていただきました、津波避難施設建設工事に伴う周辺建物工作物事前調査業務委託の契約解除に伴う国庫補助金返還金、205万3,000円及び返還金に対し発生する延滞金8万円を計上しております。9款1項2目事務局費、12節委託料、700万円。文教施設等整備委員会の答申に基づき、認定こども園候補地となった安良里中田避難地の測量業務委託費となります。12款1項1目基金積立金、24節積立金、698万6,000円。歳入でご説明した債権の基金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上、雑駁ですが議案第42号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 5ページの歳出、2款総務費の4目ですね。これの工事費の1,700万円ですけども、本来ですね、もうあの避難施設はもう建つことが当然、工事やってるわけですから分かってるわけです。そうするとそのあとの駐車場整備ってのはですね、本来は当初予算に計上されるべき内容だと思うんですよ。それがなぜ今、この時期に補正予算として出てくるのか。それと我々にはそういう説明一切今までないですよ。だから分かってるんであれば、これ当然、当初予算でとるべき内容じゃないですか。どういう理由で補正に回ってきたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。津波避難施設の下の部分に当たる駐車場については、当初予算で計上されております。今回、この駐車場部分というのは、今使っている本庁の目の前の駐車場部分になります。ものが完成したときに、駐車場部分から、仮に津波避難タワーに行こうとしたときには、あそこに生け垣がありましてブロックで囲われてるんですけども、あそこが支障になるのではなかろうかということで議論になりまして、であるならば完成に向けて本庁前の駐車場も改めて整備をし直したほうがいいんだらうというところで、今回予算をつけさせていただきました。中身については、先ほど総務課長が説明したように、今車止めなどもありますけれども、今の車の高さで車高が合わず、擦っている部分もありますので、そういったものを含めてですね、一体的な整備をこの際したらどうかということで、本来は当初予算に載せたほうがよかったのかもしれませんが、追加で載せさせていただいて、津波避難タワーの完成に向けて一緒にやりたいというものでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、やっぱりね、確かに津波避難タワー、じゃないや津波避難施設に関する駐車場はとってあるけども、当然、今町長が言ったように、もう想定される事項ですよ。それについてなぜ当初予算で、つまりもう少し早く、これが建つと本庁舎の駐車場等、こういう支障があるよねってのはある意味では明らかじゃないですか。それがなぜ今頃までずれたんですかっていう質問ですよ。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 高橋議員のご意見ごもっともなところでありますが、簡潔に言いますと私どもの気づきが遅かったということになります。視野を広げていなかったり、違う方向から、地点から見るべき、また周りの利用者の意見等を聞いていればおのずとそういったところが、早く気づいたところであるんですが、まずこの工事を本格的に検討したのが、

検診車が来て、健診に来ている方々からこれを見たときに壁があって植栽があると駐車場から避難タワーのほうに行けないね、検診車もそっち側にとめられないねっていう意見の中から、デイサービスの利用者や関係者からも、駐車場のほうからスムーズに行けるようにならないのっていう、そういうところから検討したのがこの7月のもう初めの頃になっております。そこからラジオ体操に来ている方にもいろんなご意見をお聞きしたところ、車と先ほど町長申しましたように、車止めがもう30年以上前の車止めの高さ15センチぐらいあったんで、前向き駐車する方が何回も擦ってるよという方の意見があったり、温泉のモニュメントに関しましても1年中水がビタビタしてて利用者もいないし、これもう要らないんじゃないっていう意見もありまして、そういった車止めの撤去、新しく新設したい。温泉モニュメントを撤去して、駐車場を1台でも確保したい。30年以上舗装もそのまま、ボコボコと骨材のようなものも見えておりますので、全面舗装をしたいというのが次々と出てきまして、皆さんの、利用者の意見を基づい、意見を基づきまして、今回は、最初は見切り壁撤去で、吸付けっていうところから庁舎、本庁舎駐車場前面の改修までやっていきたいという結果と、結果というか予算をつけさせてもらいました。計画性がないと言われればそれまでなんですが、これ、9月に津波避難施設の外構工事がもう始まってしまいますので、今回、同時施工するためには8月には工事を発注したいということで、今回補正予算の中に計上させていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治。

○6番（高橋敬治君） いや、だから内容等についてはね、私、これ問題にしてるわけじゃないです。今、総務課長が言ったようにいろんなところからやっぱり要望なり意見が上がってきてこういうものをまとめたよ、いいんですよ。ただしこれ、1,700万ですよ。これを臨時会で一発で出してくる、そういう神経を疑ってるんですよ。我々に例えば絵を書いて、今言った要望を入れて、こういうふうにして1,700万かかるんですよと、こういう説明を今、長々とやってますけども全協等で議員さんだっているいろんな意見あると思うんですよ。それをなぜ聞かないのかっていうことです。ですから、いろんな工事の関係で今、案を出す。内容的には多分問題ないでしょう。でも図面も何もないで、我々手を挙げるわけには本来いかないですよ。1,700万ですよ。それを反省してもらいたいと思いますけど、どうですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。その部分は十分反省しなければならないと思いますし、これからこの職員全体に関しましても、視野をもう少し広げて、住民目線で、そして意見徴収

等調査も十分するように、計画性を持って事業のほうを進めるように教訓にしたいと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 高橋議員のおっしゃるとおりだと思いますし、私もちょっとびっくりしてるんですが、説明の中にですね、温泉モニュメント、これはもう大分古くなったんで撤去も仕方ないのかなと思うんですけども、数々のブロンズ像があると思うんですが、これも撤去の対象になるわけですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 今回の工事に関しては、そこは対象外です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ですから今ね、本庁舎の駐車場を全面改装したいというふうに、総務課長がおっしゃったんですよ。ですから僕らは、そういうことを言われればもうブロンズ像、スタチューもね、これ取っちゃって何かまたもう1台でも多く、車が停まれるように駐車場をするのかなというふうな、思ったんですけど、何も絵がないわけですか。絵がないのに賛成する、賛成してくださいっていう、そういうことを言ってるんですか。ちょっとうまくないんじゃないでしょうかね。そういう、こういうふうな駐車場にしたいっていう絵は、いつ出てくるんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 駐車場の形状は基本的に変わりません。撤去するのは、先ほど総務課長が説明したように、温泉のものです。温泉のものについては、以前に全協でも一応、お諮りはしているかというふうに思いますんで、この際ついでと言ってはなんですけども、一緒に撤去しましょうということで増えてます。ですので、形状が変わるとすると、あのレンガでつくられている生け垣のところの壁というか、あれをなくして駐車止めのところが高いので、あれを取って低いものに据え付けるということと、アスファルトの舗装のし直しなので、形は変わりません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 2点ばかりお聞きしますけども、まず4ページの預金、預金利子ですか。財政調整基金利子ってことで698万6,000円ありますけどもね。これは債券の運用利益

だと思っておりますけれども、今現況と、どういうふうになってるか説明をしてほしいのは1点です。2点目はですね、ここに出てます、6ページの委託料。認定こども園、安良里候補地測量業務、700万ですけれども。これは一体全体、どこの、どこの地区っていうか、私たちが示されたのは2箇所、道路を挟んで二箇所あったように記憶してはるんですけども、この700万というのはどこの部分を指して言ってるのか、説明してください。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計課長（森 健君） 一つ目のご質問のほうですね、4ページの財政調整基金の利子の部分でございますが、こちらのほうはですね、北陸電力の債券2億円、これが年率で2.023、続ましてこの7月にですね、東京電力パワーグリッド15年ですけれども、こちらのほうを4億円で1億円当たり2.477ですね、ということで、698万6,000円の利金収入と。これが10、ごめんなさい、9月までの前半になりますので、1回目の利払いが年内中に回ってくるということで、このような予算になっています。全体につきましては現在、債券の運用を20億ということでございます。当初予算ですと、100、1,100万ほどだったんですけども、最終的には2,237万2,000円の利金収入を見込んでおります。以上です。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。2点目のご質問のこども園の安良里候補地の測量業務でございますが、道路の上側と下側、両方の範囲で計上させていただいております。

○議長（堤 豊君） 質疑中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時24分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。私は、6ページの教育費のところでございます。認定こども園、安良里候補地測量業務のところでは伺いたいと思いますが、ここにこれを計上しておくということは、実質もうこの安良里のこれ、測量から始まっていてですね、安良里でこども園を建設するということが決定というふうに私たちは受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。園の関係につきましては、私たちは委員会に諮問をし、答申を頂いておりますので、答申以外のことをすることはできません。ですので、予算計上させていただきます。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。町のおっしゃることは一貫してずっとそういうふうにおっしゃっているのですが、私どもがいろいろ見聞きしたところ、読んだところによりますと、ワークショップもしかりでございます。ワークショップのところに至りましてはですね、いつも過去の話に戻り、一向に話が前に進まずいつも同じような話だっているようなことは、多分共通認識で居座らざるところだったようなところだと私は考えております。またですね、文教施設等整備委員会のところの答申でございますが、私たちは後に委員長なさった方に質問状を送りましてですね、お答えを頂いております。その中でですね、私はこの、ここに建設地として決定していくことに問題ないと委員長は考えていたのかという質問を私いたしました。そうしましたらですね、先生のお答えがですね、行政の考えを示すことができないというスタンスのもと、提供できる情報に制約があり広い視点で議論をすることができなかった。本委員会は、多数決や定数ではなく各委員の意見を記録として残した上で、複数の候補地を提案することで、町民の代表である町長と議会での議論が深まり、より町民が納得できる候補地を選定頂く、していただくことに期待しました。というふうなお答え頂いております。そして最後に、徒労感のみが残りましたと書いてあったのですが、で、これこういうことは多分ね、ご存じだと思うんです町も。何かこう、全てのこういうことに目を瞑ってですね、何か開き直っているようにしか私にはとれないのですが、そういうようなことはないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 多分、何を言っても開き直っているというふうに言われる可能性はあります。ただ、申し訳ございませんが、私たちは今まで一般質問で答弁をするときに、議会として統一見解を出していただければ、それは考えるにですね、値する、検討する必要があるだろうということは言っておりますが、今の1度一つも案というものは伺っておりません。ですので当然、住民のですね、意見を広く聞けというようなこともございましたので、ワークショップを行い、六つの候補地が出されました。ただ、六つといってもですね、また町のほうで決めますとということがありますので、文教施設整備委員会を行っていただいて委員の皆様に出していただいたのが1案。プラス2案と2ダッシュ案の三つが出てきました。で

すから私たちはその答申に従って、まず1案のところの予算計上を今回したものでございます。そのほかの意見についてもいろいろ伺っておりますが、いまだに議会からこういったものというものをもらっていませんので、私たちは園にいる子供たちの安全を早く解消してあげたいというふうに思っておりますので、今出てきているものでいくしかないという選択肢は一つしかありませんので、予算計上したものでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 答申をね、尊重する。そしてそれに従って粛々と進めていく。これは町の、当局の責任ですよね。ですからそれはそのとおりです。ただ、今、議会でも、本当に中田避難地でいいのかという議論を実は何回かやっています。その中で、中田避難地周辺についてはですね、ワークショップにおいても、それから文教施設等整備委員会においても、ダンプ公害という、いわゆるリスクとなり得る項目ですね。これについては一つも議論されていないんです。そして、我々議会からそういう質問を当局に出しました。その返答によれば、今、業者はですね、開発許可申請、つまり開発区域を広げる、その申請書の作成中だと。これが年内ないしは来年早々、許可が下りると、そうなれば1日200台、週に2日程度、ダンプが走りますとそういう予定ですとこういうふうに言ってるわけです。このダンプ公害についてのリスク、これについて当局どう思っていますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでもその件についてどう思っているかということの、多分、主観を求められておられるんだというふうに思いますんで、主観で申し上げますが、道路から認定こども園ができるであろう、今回用地の測量を出してる場所ありますけども、この距離とですね、今の認定こども園から国道の距離は、ほぼ同じぐらいだろうというふうに思いますので、仮に、このダンプ公害を問題にされるということになりますと、今の現状、国道のほう走ってる車の量が多ございますので、その辺はどうなんだということにもなろうかというふうには思います。ただ、過去に認定こども園が国道からの距離で、そういったものについてですね、ご意見を述べる方はいらっしゃらなかったというふうに私は記憶をしておりますので、特段、この問題がクローズアップされるということもまたこれは変なんだろうというふうに思います。ですので、公害という面であるかないかというふうに言われれば当然、車両が走れば粉じんは舞うわけでございますので、全くないということを申し上げるつもりはございませんけれども、現状と今、これから測量しようという場所については、あまり変

わらないのではなかろうかというふうに、私は答えざるを得ないのかなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は、町長の主観を聞こうと思ってるのではないんです。議会は、それと町長の今の認識でいえば、ダンプ公害に対する認識が非常に甘い。粉じんだけじゃないんです。振動・騒音、これが子供にどういう影響を及ぼすのか、これは現地で実際に搬出して、する予定が8月盆過ぎにあるというふうに伺ってますんで、そこで現地において皆さんで確認をして、いやこれはもう軽微だねと判断するのか、いやこれはかなりのリスクですねって判断するのか、これで判断してもらいたい。町長の主観を聞いてもしょうがない。ちょっと甘過ぎますよ、ダンプ公害に対する認識がね。国道を通る車と、その上ですね、これを通るダンプ公害のとはもう全然違います。ただ、これは我々も想定です。現実には、現地に立って実際に運搬する作業状況を見て、我々も決めようということで、これが少なくとも8月盆明けにありそうだということなんです。せめてそういう情報というのは町当局にも入ってるはずなんですよ。なぜこの1か月なり、それが待てないんですか、そこを聞きたい。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） なぜ待てないかというふうに言われると、そもそもこの答申自体は4月に受け取っているものでございますので、当局とすれば、頂いて、何でしたっけ、広く意見を聞くやつは。パブリックコメントをですね、終了して1番早い段階が、今回の臨時会だったというものでございます。逆に早くしなければ、子供たちの安全はもっと後ろに移るということも当然、あるわけでございますので、スケジュールで1番早いところに、私たちは充てさせていただいているというものになります。ただ、この問題についてはたしかに言えばですね、どこの場所でも全て、いろいろな問題が出てくるかというふうに思いますけども、出したものについてご批判は甘んじて受けますけれども、じゃあどの案が1番ベストで、議会としてまとまった意見があるのかというふうにお伺いをしてますね、出てきていないというのが現状である限りは、私たちは答申で頂いたもので進めざるを得ないということでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ですから、議会の中では当然、答申に沿って当局が進める。これはもう理解するし尊重してます。ただし、その第1候補である中田避難地に新たなリスクになる可能性があることが想定されるという現状ですね、今議会の中でも、じゃあ中田避難地でい

いかっていうのはごく少数です。じゃあまとめ切れる状態じゃない、その中でもダンプ公害というリスクが、もし看過できないものであれば非常に安良里から離れるし、逆に思ったよりも大したことないね、これなら問題ないねと言えそうですね、安良里、中田避難地周辺、ここでいいじゃないかという方もあると思うんですよね。ですから僕は確かに急ぐって言いますが、今と、例えば9月の定例会でその結果を見てから、確かにリスクは少ないと、だからというのと我々議員の対応違うと思うんですよ。恐らく今日は、この状態でいけばね、多分否決されるのはもう見え見えなんです。それを議会がまとまらないからとか議会が一本化しないからとか言って、そういう、こう、場をつくり出すっていうふうに作為的にとられてもしょうがない状況を感じるんですよね、その点についてはどう思ってます。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 別にそういった場を作為的につくっているわけではなくて、過去の一般質問のときに私は再三お答えをしております。議会としての意見を聞きたいということで、委員会なり全協でもいいですけども、意見集約をした中のご意見頂けませんかということをおっしゃるんですけども、今の1度もこういった案でまとまったということは聞いておりません。ですから、別に私は安良里にこだわっているわけでもなく、仁科にこだわっているわけでもなく、田子にこだわっているわけでもなく、議会としてのご意見を賜りたいと言っているんですけども、委員長のほうからも、議長のほうからもそういった声は聞こえていないということですから、当然、ワークショップを行い、6つ案に絞られ、文教施設整備委員会で今1案が答申で出たならば、それを出さなければいけないというのは、別に作為をしているわけでもなく、通常の行政としてやるべく手段をとらせていただいているというものでございます。ただ、過去にはいろいろ町のほうでいろいろ保護者のアンケートなりをしてですね、出した案については、ことごとくうまくいかなかったというところもございますので、町としては、今回は当局としての意見を言うのはやめようということで、今こういう状況に来ておりますが、私たちとしては委員会を開いて諮問した以上、答申が第1優先だというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

9番、堤和夫君。

◎議案第42号 修正動議提出

○9番（堤 和夫君） 議案第42号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する動議を提出いたします。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君から議案第42号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）の修正動議が出されました。

この動議は、他の賛成者の必要としないので動議は成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

本案に対する9番、堤和夫君から、お手元に配付した修正動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者から趣旨説明を求めます。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議案第42号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正内容、当局提案の補正予算の歳入、18款1項5目、ふるさと応援基金繰入金で、繰入金で計上されている700万円を0円に減額し、それに伴う歳出、9款1項2目事務局費で計上されている700万円を0円に減額するものです。

修正理由。令和6年7月7日に開催された、認定こども園候補地選定に関わる合同常任委員会の結論では、石材を積み出すダンプトラックの運行状況を見学することになっているため、認定こども園安良里候補地、測量業務費700万円は、本臨時会に上程するのは時期尚早であると考えます。また、私は認定こども園の建設予定地の条件として、園児数の約50%が集中していることと位置的に宇久須地区と大沢里地区の間であること、建設候補地が町有地であること、この3点を条件として考慮した場合、答申書の第2、第2候補地②の旧西伊豆

中学校跡地に建設するのが良いと考え、考えます。よって認定こども園安良里候補地、測量業務費700万円を削除する修正案を提出します。

次ページをご覧ください。議案第42号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案。議案第42号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。第1条第1項中、4,442万円を3,742万円に。82億3,870万5,000円を82億3,170万5,000円に改める。第1表、歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。歳入18款繰入金、繰入金、第1項繰入金ともに、補正額、2,013万6,000円。計20億4,361万4,000円。歳入合計、補正額3,742万2万円、計82億3,170万5,000円。歳出、9款教育費、補正額0円。計6億1,105万7,000円。1、1項教育総務費、補正額0円。計8,688万5,000円、歳出合計補正額3,742万円、計82億3,170万5,000円。資料を後ろに添付してありますので、ご覧ください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

失礼しました。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、修正理由として本臨時会に上程するのは時期尚早であるという文言がありました。時期尚早というふうな文言でありますけども、今のいろんな委員会等でも完成時期はいつ頃になるんだというふうな話があったときにですね、約3年ぐらいはかかるというふうなことがあったんですけども、これですね、先ほど来、話があるんですけども今回この修正の動議が普通に可決された場合にですね、完成時期っていうのはどういうふうに提案者は考えているのか。どれくらい遅れるのかっていうふうなことはどういうふうに考えておりますか、その辺のところどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

こちら、すいません。こちらでお願いします。

○9番（堤 和夫君） どれだけ遅れるのかという7番議員さんのご質問ですけども、それは、まだ計画のあれも出てきてないですし、ここですね、先ほど高橋議員がおっしゃいましたけども、ダンプのその状態を見てから、9月定例会に出してもそんなに、1か月ぐらいのこ

とですので問題ないじゃないかと。町長から再度、議会、議会のほうの意見をまとめてくれ、議会のほうの意見をまとめてくれというふうなあれが出てますけど、それはやはりそういうダンプ公害等、何か議員の皆さんも軽く考えてるみたいですので、私ども、私はそのダンプ公害というのは地元で採石事業者があったものでよく心得ておりますが、そういうようなものを見てからでも遅くはない、そういう意味での時期早尚で、工事がいつなのかそれはもうあれですか。町だってわかんないと思いますよ。以上です。

○議長（堤 豊君） すいません。失礼します。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） えっと、質疑は町当局にも出来ますよね。今と同じ質問です。これが例えば、1か月、1か月半ですか、これの予算計上、あるいは測量が遅れることによって全体の工事に与える影響ってのはどのくらいありますか。

○議長（堤 豊君） ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） あの、修正動議の質疑は町当局にできるはずなんですけど、町当局に質問していますよ。

○議長（堤 豊君） 町当局はいかがですか。

町長。

○町長（星野浄晋君） 休憩お願いいたします。

○議長（堤 豊君） はい。休憩をとります。

すいません、暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時56分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

町長。

○町長（星野浄晋君） はい。それでは、私のほうで答えられる範囲でお答えをさせていただきます。まず、この修正内容の理由に書いてあります時期尚早というものが、いつ解消されるかにもよろうかというふうに思います。今、この園の計画が明確にスケジュール立て、私たちはしているわけではございませんので、当局としてもいつ終了ということは分かりませ

んが、今日が7月の25日でございます。仮にこの9月の定例会以前に、今、議会側がここに書かれているようにですね、運行状況を見学されてオーケーだという結論に出た場合には、9月議会に私たちは再度上程する運びになろうかというふうに思いますので、この時点で2か月は遅れる、最低でも2か月遅れるんだらうというふうに思います。また、それを見てですね、判断をしてやはり駄目なんだということになった場合には、もう一度案を練り直して、文教施設整備委員会出てる、2-1案、2-2案で検討してどちらかに決めた場合、またそこで決定をするプロセスが働いてまいりますので、3か月、4か月、5か月と、ズルズルずれていくんだらうというふうに思いますので、この案でいかなかった場合は、違う案が決定するまでの間の分は確実に建設が遅れていくんだらうというふうに思います。また、建設完成時期がですね、2月末ぐらいで終わっていれば入替えの入居は簡単にできるんですけども、年度途中で完成した場合は、そもそも保護者さんや、何て言うんすかね。園の中でのいろいろな作業も多忙になろうかというふうに思いますんで、完成する時期によっては丸々1年ずれ込んでしまうんだらうというふうにも想定されると。あくまでも私たちは今の時点でそれは想定しておりませんので、明確なお答えはできませんけれども、最低でも1年、長ければ決定するまで、その分の期間がずっと延長されるということになろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今、完成3年っていうことですが、私はその3年がですね、この2か月遅れることによってどれほどの影響があるんですか、単なる2か月影響がありますっていうことでなくてですね。例えば、今のまま答申どおり進めれば令和何年の何月から4月から始まります、で、今回の測量が2か月遅れることによって、それが今、町長が言うように1年遅れるのかね、それぐらいの影響があるのかどうかという質問をしてるわけです。それについて答えてもらいたい。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですので、先ほど冒頭申し上げましたように、今現時点で新たにこの安良里の園で建設をするスケジュールはできておりませんので、明確にお答えすることはできません。今回、測量を出させていただいたのは、土地を購入するに当たってどの程度の面積が必要なのか、まずこれをやらないとここで確実に進めることができませんので、まずそれを行った上で、基本設計であったりとか詳細設計をつくっていく段階で、スケジュールというものは形つくられてくるんだらうというふうには思います。ただ、その時点に踏み込

めない期間がまず、次の9月にもう一度上程しようということであれば、そこで2か月遅れるということなので、明確に2か月はずれ込むんだらうということは申し上げることでできますけれども、その先、見学をされた結果、やはり駄目だったということになれば、それ以上にもっとずれ込んでいきますので、それはお答えはできないということになります。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） まあ、少しおかしな答弁だね。あの例えば、答申どおり進めるとすれば何月に測量調査をかける、そしてその結果をもって、いついつからこういう配置だとか設計をする、いついつからこういうふうにする、これができて当然ですよ。今までだってそうでしょう。皆さんに説明するのに、3年先、4年先の開校に向けていついつこうするんだってのは出てたはずなんですよ。ね。で、答申を受けたのは何月でしたかね、もうかなり経ってるわけじゃないですか。そうすると、そのスケジュール案ができてないってことはある意味では怠慢じゃないですか。違いますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 何をもって怠慢というふうにおっしゃられたのかちょっと分かりませんが、今現時点では当局としては、安良里に決まったということとはございません。ただ、これはあくまでも委員会の答申の中で安良里ということが出ておりますので、今回、このお安良里の測量させていただく予算が通ればですね、議会のほうでも安良里のほうでやることをお認め頂いたということになるかというふうに思いますので、その時点から事業というものは進んでいくんだらうというふうには思っております。逆に、これが通っていない時点でもう既に安良里で何月何日に、何年何月に開園ということを言ってしまうとですね、逆に、それは誰がいつ決めたんだということになるかというふうに思いますので、私たちはこの答申に従ってやるために、まず1番初めにやらなければいけない測量業務を、今回予算上程をしたというものでございます。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

修正案に対する質疑をどうするか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に賛成者の発言を許します。

○議長（堤 豊君） 次に、失礼。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 今回の一般会計補正予算案に賛成の立場から討論します。現在、津波浸水想定区域にある認定こども園は、なるべく早く安全な場所を移さなければいけません。昨年の12月15日に、町は文教施設等整備委員会に新しい認定こども園の設置場所について諮問し、3月29日に答申がありました。文教施設等整備委員会では、1、自然災害リスクが低いという立地であること。2、保育環境に適した立地であること。3、なるべく早く建設できる可能性が高い立地であることの3点を選定条件に候補地を検討しました。この選定条件は、今までの課題から妥当なものと考えます。答申では、第1候補地として安良里の中田避難地、第2候補地として田子小と旧西伊豆中学校を挙げました。その理由についての説明も先に提示された選定条件と矛盾するものではなく、検討された内容も妥当なものと考えます。議会は、答申が出てから候補地の選定に動き始めました。答申そのものはあくまで町長が文教施設等整備委員会に対して諮問したものへの回答ですから、議会を拘束するものではありません。しかしながら、ほかの案を出したいのならば動き出しが遅かったかと思います。そして、7月になってもまだ候補地を提案できていません。なるべく早く建設して子供たちの安全を図るためには、議会の結論を待つことはできません。また、文教施設等整備委員会の当時の委員長の言葉をとらえて、答申を問題視する向きもありますが、答申がつくられる過程を議員が問題にするならば、それ相応の理由が必要になります。あくまで成果として出された答申の内容こそ精査するべきでしょう。ダンプカーの心配も分かります。しかしながらほかの候補地にも短所があります。それらと比較して、決定的に建設に不相当とは思いません。農地を活用する案も出たりもしました。しかしながら、地域計画の策定に向き合わずに住民の声を大きな声で煽るというようなことは無責任でしょう。最後に、旧西伊豆中についてですが、津波対策さえできれば立地として申し分のないところではあります。しかしながら、調査のための予算を持たない議会ですから、具体的な実現可能性は提言できないできませんでした。まずは子供たちのためという考え方は変わりませんし、責任の押しつけをしたいわけではありませんが、議会の権能の限界であり、執行部側の責任で第1候補としないというのならここは引かざるを得ないと考えます。これらのことから、議会としてより良い建設候補地を提案できない以上、原案が可決されるべきと考え賛成します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の発言を許します。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私は議案第42号の賛成の立場で討論します。今回の修正の主な内容は、認定こども園候補地関係の予算であり、それを変更したいということではありますが、私が原案に賛成する第1の理由としては、認定こども園統合に関する候補地については、認定こども園の在り方を考えるワークショップでの検討内容を踏まえ、諮問を受け、文教施設等整備委員会で計5回、慎重に検討を重ね、答申という形で候補地の選定を受けた結果という、結果に基づき計画を進めるものであるからであります。ご案内のとおり、諮問するということは解決しなければならない課題等の対応のため、有識者などで構成された委員会・審議会などの機関に問い、見解を求めるということであり文教施設等に関しても、事情の違いはあれ県内各地、多くの市町あるいは近隣市町でも諮問答申の形をとり、答申に従い整備等を進めています。また、委員会・審議会という性格上、国保の保険料や、特別職、議員報酬などを同様に諮問答申の形をとっており、この形式を議会が崩すというふうになると委員会等に及ぼす影響は大きいと考えます。次に、現状の施設の問題からです。文教施設等整備委員会の中で、候補地選定に当たり、自然災害リスクが低い保育環境に適した、なるべく早く建設ができる等を重点項目に検討を重ね、全会一致は無理でも意見集約をした結果と判断しております。今回、認定こども園統合という点に限って考えれば、他の文教施設とは切り離してもよいと考えます。現状の施設で、特にエアコンの大規模改修が待ったなしの状況で、現状でも統合に3年の月日がかかると言われる中で、計画差戻しによる遅延は許されません。0歳児の受入れ要望が増えているこども園の統合計画を、昨今の猛暑が続く異常気象下、劣悪な施設環境を一刻も早く改善するためにも、現状を考えると答申どおりの設備を、整備を進めることがベターであると考え賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は、議案第42号令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）修正案について賛成の立場で討論します。認定こども園候補地については、認定こども園の在り方を考えるワークショップで提案された6箇所の候補地について、文教施設等整備委員会に諮問され、その答申では第1候補地として安良里中田避難地付近が選定されました。答申を尊重すべきであることは重々承知しております。しかしながら、ワークショップ並びに文

教施設等整備委員会では、自然災害リスク等については、十分議論されたと承知しておりますが、中田避難地周辺近くの採石場から海上輸送のために石材運搬するダンプトラックの往來に関するリスクについては、一言も触れられておらず、全く議論がなされておられません。事業者は現在、開発地域の拡大を計画し、申請書類を作成中であること。また、申請許可後には週に2回程度、1日200台のダンプトラックによる搬出を見込んでいるとの回答が報告されております。石材運搬時に発生する振動・騒音・粉じんなどがこども園にとってどれほどのリスクがあるのか、議会としては現場確認が必須であり、搬出作業が予定されている8月お盆過ぎに園や保護者を含めてリスクを確認したいと考えております。決して計画を差し戻すための作業ではありません。少なくとも現地周辺の測量は、そのリスクが軽微であると判断がされてからでも遅くはないと考えます。以上の理由から、今回の候補地周辺測量費を、測量費700万円を減額、減額する修正案に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は、議案42号令和6年度西伊豆町一般会計補正予算に対する修正動議に賛成する立場から発言いたします。認定こども園の建設は、西伊豆町にとって重要な、非常に重要な事業の問題であり、未来の当町の子供たち、そして新たな移住者を呼び込むための重要な、私は事業であると考えております。人口減少が進む中、中長期的な視点から私は検討されるべきと考えておりますが、今回の候補地に関してはそのような視点は感じられない。幾つかの重大な懸念がありますので、ここまで時間がかかっていることは十分承知しております。そして、文教整備委員会の方々、ワークショップの参加された方々の、が費やした時間エネルギーというものは、私は心から尊重いたします。いたしますが一旦、いま1度ここで踏みとどまって検討し直さざるを得ないと私は判断して、修正案に賛成する立場でございます。理由として、以下4点述べます。まず、ワークショップ、文教施設等整備委員

会についてでございます。この両委員会ですね、ワークショップ及びこの委員会の結論でございますね、及び答申の信頼性について私は若干の疑問を抱いております。それは、先ほど私は質疑のときにも申し述べさせていただきました。ワークショップでは、スタート時点から対立構造だったという印象がありますし、なかなか前に話が進まないというのが私は事実だったと思います。そして、文教施設等整備委員会においては先ほど申しました、委員長を務められた先生がですね、これ重複いたしますが各委員の意見を記録として残した上で、複数の候補地を提案することで、町民の代表である町長と議会での議論が深まり、より町民が納得できる候補地を選定していただくことに期待しましたというような、先生、ファシリテーターですね、委員長のお言葉でございます。若干の時間かかっておりますが、私たち議会もしっかりこれから考えてですね、提案していきたいというふうに考えております。ですから現時点で出された答申は、私はあまり信頼に足るものではないと考えにくいというふうに私は判断いたしました。2点目でございます。このワークショップ及びその文教施設等整備委員会ではですね、当事者の意見が十分に反映されていないのではないかという点でございます。ワークショップには、現在の保護者でもある方々も出席されておりましたが、しかし彼らはですね、声高の高齢者の中、発言も思うようにできず途中から諦めにかわり発言も減っていきました。保護者の数を増やそうと試みるも、このワークショップの実態から参加者を増やすことはできなかつたと彼女たちは言っています。また、もう1点重大だと考えることは、文教施設等整備委員会の採決の際、園長など当事者が加わっていなかったことでございます。そこで働いている方々の意見を取り入れないなど、私にとってはあり得ないことだと思います。彼らからこそ、子供を育てたい場所、園舎を建てたい場所を決める権利があるんだと私は思います。また彼らの人生においても、彼らが楽しく働ける場所を整えていくということが当然だと考えます。彼らが採決に加わらなかったこの結論に、私は妥当性はないと考えております。3点目でございます。先ほどから、高橋議員などおっしゃっている環境影響のことでございますね。このダンプカーの頻繁な往来については、その危険性でありますとか粉じん・振動・騒音等、これらについての検討がなされておられません。保護者にこの話をいたしましたら、そんなことは初耳だと一様に言っておりました。この影響については、もう少しもっとしっかり調査する必要があると考えております。8月に確認してみても遅くはない、時期尚早だと、この時点での動き出しは時期尚早と考えます。4点目、まちづくりの観点から町の機能の集約化を私は考えたい。町の既存の施設との整合性が考慮、全く考慮されていないという点に私は注目いたしました。新しい認定こども園の建設が、地域

全体の教育インフラの中でどのような位置づけになるのか。今後の小中学校の建設に大きく関係するべきことだと私は考えます。保護者の送迎時間など負担の軽減、とりわけ3歳未満の子供たちの送迎のこと、親と一緒に過ごせない時間、そんなことを考えたとき子供の数が最も多いところに建設する、することは私は妥当だと考えます。人口減少が止まらない中、当町では町の機能を集約化し効率を考える、コンパクトなまちづくりをする段階に私はこの町は入っていると考えております。またですね、移住者を募りたいと思っている中、この機能集約された、この魅力的な教育環境を構築するというのはとても重要です。彼らは、親にも子にも、魅力的で快適な教育環境を求めて移住をしてくと私は考えております。何より、何よりですね、いずれにしましても、預けている親御さんたちの安心感を考えたい。災害が発生したときにですね、助けてくれる機能が近くにあるか。消防や病院ですね、また保育環境としても多様な設備が整っているか、これも重要な視点だと考えます。当町では、災害が起きたらいずれの集落も孤立することは避けられません。先日の6月18日の豪雨による災害、あれは、あの時の土砂の流出でありますとか道路冠水というのは、私たちに大きな不安を突きつけることになりました。子供の多いところ、多様な機能が集まっているところで子供は育むべきだと私考えます。なので、現時点での安良里というのは私は妥当と考えられません。以上、4つの理由から私は今回の認定こども園建設候補地測量業務を減額するという修正案に賛成いたします。もちろん、ここまで多くの時間が費やされて、一刻も早くという気持ちにはもちろん、それはもう本当に否定するところではございませんけれど、やはり、うん。一旦踏みとどまることに私は賛成いたします。ですから、議会としてもこれから責任を持つてなるべく早く新たな提案、新たな考えを皆さんと一緒に共有できていくことに努力すること私は決意しております。以上でございます。

○議長（堤 豊君） もう一度繰り返します。

繰り返します。

原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

まず、本案に対する、9番、堤和夫君から提出された修正案を採決します。

この修正案のとおり、決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手多数です。

よって、修正案については可決されました。

次に、ただいま修正決議をした部分を除く原案についてを採決します。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 全員だ。

挙手全員です。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり決定されました。

失礼しました。

原案のとおり可決されました。

はい、じゃあ時間がちょっと超過しましたが、最後に一つやらせてください。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案は、地方自治法117条の規定により、浅賀元希君の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

提案理由といたしまして、鈴木美和子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となるため、新たに浅賀祐子氏を選任したいものでございます。

選任の理由といたしましては、当町では人権擁護委員を選考する際、町役場の職員や、幼稚園・保育園などの教員の退職者に委嘱することで対応してきた面もありましたが、幅広いものの見解や異なる意見を求める必要性もあると考え、長年地元で勤務をされ、地域社会においても信望が厚く、今後当町の人権擁護を推進するために中心となる人物のお一人となると期待し人権擁護委員として推薦するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これで見ますとね、浅賀さんは令和6年7月生まれですから、本年、何歳ですか。ごめんなさい、令和6年、昭和33年3月生まれですから、もう66歳ですよ。法による人権擁護委員の年齢に関する制限というのはないんですけども、これ確か法務局から指導が来てると思います。新任の人権擁護委員については、65歳以下。再任の場合には、75歳未満の候補者を推薦するよということになってます。過去に65歳以上の方の前例があるのか。あるいは、65歳以上で問題がないのか、その2点を伺います。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。先ほど高橋さんが言われた65歳以下という話ですが、私たちのほうに来ている規定では、新任に関しては68歳以下です。再任については、高橋議員が言われたように75歳未満ということになっております。今までですね、やはりなかなか、新規で68歳未満、68歳以下の方、候補に上げるとなるとなかなか難しい部分もありましたけれども、過去を見ると、やはりどうしても68歳以下で新規で登録することができず、法務局のほうに相談をして、68歳以上でも新任として受けていただいたこともあります。今回は、たまたま、浅賀さんですね。浅賀さんが68歳未満ということで、そのほかいろいろな方にも声をかけさせていただきましたけれども、なかなか、やはり68歳という年齢となると仕事をまだやられていたりとか、親の介護をされている方も多いので、なかなかその部分の年齢制限というのが、候補する、候補者に選定するには難しい要件の一つとなっております。た

だ、今回に関しては、68歳以下ということで快く受けていただいたので、浅賀さんのほうにお願いしたという所存でございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、私の質問に答えてくれればいいですよ。従前は、65歳以下というルールだったと思うんですよ。通達あったと思うんですよ。じゃあそれが68歳にいつ変わったんですか。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時26分

再開 午後 0時29分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。失礼しました。当町では、68歳以下でやらせていただいております。それは変わらず68歳以下でやらせていただいているんですけども、これについては各市町によって、65のところもあれば68歳、その地域性によってやっける、年齢が違ふということなんです。また、実際の法令の中では65歳以下ということですので、なので、また当町でも見直しをすることもあるかもしれませんが、今のところは68歳以下でやらせていただいております。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任である、であると認めることに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） はい、全員です。

挙手全員です。

であります。

よって諮問第1号は、適任と認めることに決定しました。

次に、浅賀元希君の入場を許します。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和6年第3回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時32分